誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする 行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

年 月 日 (あて先)三芳町長

届出者住所氏名連絡先

1 建築物を新築しようとする土地又は改 築若しくは用途の変更をしようとする建 築物の存する土地の所在、地番、地目及び 面積	所在・地番	
	地目	
	面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若し くは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場 合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。